



II-16

航空旅客ターミナル施設の 保安検査場及び旅客搭乗橋

基本的な
考え方▶

航空旅客ターミナル施設においては、車いす使用者等の保安検査に配慮するとともに、旅客搭乗橋は転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
保安検査場	<ul style="list-style-type: none"> ● 門型の金属探知機による検査ができない旅客のための通路の設置（有効幅90cm以上） ● 視覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置、及び設置している旨の表示 	
旅客搭乗橋	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効幅 90cm以上 ● 搭乗橋と航空機乗降口とのすき間、段差により円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にする設備（車いす使用者の円滑な乗降に十分な長さ、幅、強度を有するもの）を設置 ● 床勾配は 1 / 12以下 ● 手すりの設置 ● 粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 両側に設置
改札口 (1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効幅 <u>80cm以上</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 90cm以上

●条例による整備基準、●より望ましい基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

